

社会福祉法人いわき市社会福祉協議会 平成26年度 事業計画

※事業の太字は新規事業です

1 基本理念

「誰もが住み慣れた地域で、
安全で安心して暮らし続けることができるまち いわき」

2 基本目標と基本計画

基本目標 1 共に生きる社会の実現

地域で暮らす誰もが、お互いを理解し尊重し合うことのできる社会の実現を目指します。

基本計画 1-1 意思の尊重（自己決定の尊重）

（1）自己決定の尊重及び支援

基本方針

自己決定の尊重を、本会における福祉活動の基本とし、当事者本人の意向を確認し、その実現に向け支援します。

基本計画 1-2 意欲の尊重

（1）意欲の尊重

基本方針

支援に際しては、本人のできること、したいことを見極め、最大限尊重する必要があります。本人の嗜好やペース、ADLなどを把握しながら見守ることも必要です。

自己決定の尊重と同様、意欲の尊重を、本会における福祉活動の基本とします。

基本計画 1－3 障がいや疾病等への理解

(1) 福祉意識の啓発

基本方針と事業項目

障がい者や疾病等を抱えた方が安心して暮らすためには、福祉サービスを充実するだけでなく、市民一人ひとりがその人らしく生活できるよう、市民間での共助を促進し、市民の福祉意識の啓発に努めます。

	市社協	地区社協
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○

基本計画 1－4 虐待防止体制の確立

(1) 相談体制の強化による育児・介護負担の軽減

基本方針と事業項目

育児や介護は、従事する方にとって大きな負担となってしまうことがあります。また、その負担を一人で抱えてしまう場合があります。

こうした育児や介護の負担を、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと共有することで、解決又は軽減できるよう、関係機関・団体と連携しながら支援します。

	市社協	地区社協
○ 地域子育て支援拠点事業の実施	○	
○ 子育てサロン活動の促進	○	○
○ 介護講座の開催	○	○
○ 緊急連絡カード配備事業の推進	○	○
○ 地域ケア会議への参画	○	○

基本計画 1－5 成年後見制度利用環境の整備

(1) 成年後見制度利用の体制強化

基本方針と事業項目

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者といった判断能力が不十分な人たちの権利擁護を目的としており、高齢者や障がい者が地域で暮らす上で不可欠の制度です。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、制度に関する周知・啓発、関係機関の体制強化、新たなしくみづくりなどに取り組みます。

	市社協	地区社協
○ 日常生活自立支援事業の実施	○	○
○ 成年後見制度法人後見の実施の検討	○	
○ 生活支援・相談センター設置の検討	○	

基本目標 2 災害時等要援護者支援体制の確立

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に支援が必要な方々の把握、情報の共有、支援内容等、災害時に有効な支援体制を確立します。

基本計画 2－1 緊急時・災害時における対策

(1) 災害時等要援護者の把握

基本方針と事業項目

災害時に支援が必要と判断される要援護者の情報を地域内において共有化するため、地区保健福祉センターや地域包括支援センター等の関係機関や民生児童委員等と連携を図り、災害時等要援護者の把握に努めます。

	市社協	地区社協
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施	○	○
○ 緊急連絡カード配備事業の推進	○	○
○ 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施	○	○
○ 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携	○	○

(2) 災害時における要援護者への対応

基本方針と事業項目

災害時に支援が必要な方に対し、関係機関・団体と情報共有するとともに、住民意識の醸成を促進するなど、迅速な対応ができるような仕組みを整備します。

	市社協	地区社協
○ 災害救援・復興支援ボランティアセンターの運営	○	
○ 市内外のNPO団体との連携・協働	○	○
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 災害見舞金支給事業	○	○
○ 小地域福祉活動の実施	○	○
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 災害時要援護者登録の加入促進	○	○

(3) 自主防災組織の結成や防災訓練の実施など災害時の体制の整備

基本方針と事業項目

災害時に冷静かつ迅速な対応ができるような住民主体の体制の整備に努めます。

	市社協	地区社協
○ 小地域福祉活動の実施	○	○
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 住民福祉懇談会の開催・支援	○	○
○ 防災訓練への参画	○	○

(4) 福祉避難所の運営支援

基本方針と事業項目

災害発生時等に避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等を受け入れるため、指定された福祉避難所に対して、市との協定に基づき、介護職員等の派遣をするなど、その運営を支援します。

	市社協	地区社協
○ 福祉避難所の運営支援	○	

基本目標 3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども等日常生活に何らかの支援を必要とする方々を支援する体制の確立を図ります。

地域住民同士のつながりがあつてこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。向こう三軒両隣といった「ご近所づきあい」や地域行事、地区協議会活動、さらには地域のリーダーとして活動されている方等を通じて、地域福祉の基盤づくりを進めていく必要があります。

基本計画 3－1 地域住民、事業者及び市との連携・協働

(1) 多様な主体同士の連携・協働による「まちづくり」

基本方針と事業項目

地域で活動している人や団体の活動内容を、地域の人々が必ずしも知っているとは限らないことから、横のつながりが重層的になるようなネットワークの構築に努めます。

	市社協	地区社協
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 住民福祉懇談会の開催・支援	○	○
○ 住民の参画による地区版地域福祉活動計画の策定		○
○ 日常生活圏域の設定による地域福祉推進基礎組織（※）の研究	○	○
○ （仮称）〇〇地区福祉会議への参画		○
○ 地域ケア会議への参画	○	○

※自治会・町内会に福祉担当者を置いたり、自治会・町内会を基盤に福祉委員を置くなど、自治会・町内会などコミュニティ組織において福祉課題に取り組む組織づくり

基本計画 3－2 サービスの情報提供・相談窓口の確立

(1) 必要な情報の提供と各種相談窓口の充実

基本方針と事業項目

必要な情報が入手でき、市民にとって分かりやすく、利用しやすい窓口の設置に努めるとともに、サービスの情報の発信に努めます。

	市社協	地区社協
○ 福祉総合相談センターの充実・強化	○	○
○ 生活支援・相談センター設置の検討	○	
○ 広報紙の発行	○	○
○ 子育て支援情報誌の発行	○	
○ 福祉情報誌配布と見守り訪問事業の実施	○	○
○ 地域子育て支援拠点事業の実施	○	
○ 被災者の生活支援	○	○
○ いわき市復興支援ボランティアセンターブログの更新	○	
○ ホームページの充実	○	○
○ 生活福祉資金貸付事業	○	○
○ 生活資金貸付事業	○	○
○ 法外援護事業	○	○

基本計画 3－3 サービス提供者の育成・支援

(1) 生活していく中で必要なサービスの把握・対応の検討

基本方針と事業項目

公的なサービスとして利用できるもの以外に、日常生活の中でどのようなニーズが高いのかを把握するとともに、そのニーズを市民と共有し、対応について市民一人ひとりが考えていくよう努めます。

	市社協	地区社協
○ 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携	○	○
○ 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連絡会の開催	○	○
○ 小地域福祉活動の推進	○	○
○ 小地域福祉活動連絡会の開催	○	○
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 被災者の生活支援	○	○
○ 住民福祉懇談会の開催・支援	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○

(2) 事業者、ボランティアの円滑な業務遂行と資質向上

基本方針と事業項目

サービスの提供にあたっては、お互いの信頼関係を構築することが大切であることから、「提供者」側のサービス内容の適切な説明とともに、「利用者」側はサービスの範囲を理解することで、両者の信頼関係を築くよう努めます。また、苦情については、事業者のレベルアップにもつながると考えられることから、真摯に受け止め対応していきます。

	市社協	地区社協
○ 住民参加型地域福祉活動の支援	○	○
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 社会福祉セミナーの開催	○	

基本計画 3－4 サービス利用に係る意識改革

(1) サービス利用者の「サービス利用への抵抗」意識の解消

基本方針と事業項目

制度化されている公的なサービスの利用促進を図り、支援が必要な方に対し、適切な時期に適切なサービスを提供できるよう支援します。

	市社協	地区社協
○ 福祉総合相談センターの充実・強化	○	○
○ いきいきディyclub事業の推進	○	○
○ 地域子育て支援拠点事業の実施	○	
○ 子育てサロン活動の促進	○	○
○ 緊急連絡カード配備事業の推進	○	○
○ 各種講座の開催（介護・介護予防講座）	○	○

基本計画 3－5 利用者主体のサービスの実現

(1) 地域における活動の促進

基本方針と事業項目

日常生活の場面で、支援が必要な方の把握や、地域で活動している団体同士の交流を通して情報を共有し、活動を促進させるための支援をします。

	市社協	地区社協
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 被災者の生活支援	○	○
○ ボランティア保険の加入促進	○	○
○ ボランティア基金の運営	○	
○ いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援	○	
○ いわき市老人クラブ連合会の活動の支援	○	
○ 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援	○	○
○ 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施	○	○
○ ボランティアルームの貸し出し	○	

(2) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の促進

基本方針と事業項目

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者といった判断能力が不十分な方など、自力ではその支援を利用することができない住民の方に対し、制度・事業に関する周知・啓発、関係機関の体制強化、新たなしくみづくりなどに取り組みます。

	市社協	地区社協
○ 日常生活自立支援事業の実施	○	○
○ 行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携や情報共有の促進	○	○
○ 成年後見制度（法人後見）の実施の検討	○	

(3) 苦情解決方法の整備

基本方針と事業項目

サービスは、利用者と提供者（事業者）双方の信頼関係のもと行われることが大切であることから、利用者が苦情を自由に申し出ができる環境を整備するとともに、事業者は苦情に真摯に対応するように促進していきます。

	市社協	地区社協
○ 福祉総合相談センターの充実・強化	○	○
○ 第三者委員会の充実	○	

(4) 生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

基本方針と事業項目

地域住民の多様な生活課題を受け止め、支援につなげる機能を有する社協の役割を十分に發揮して、それらの生活課題を一元的に支援・解決するために、生活支援関係（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等）の各事業を集約するなどして、総合相談体制の強化に努めるとともに、行政や地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携して、新たな体制を検討します。

	市社協	地区社協
○ 福祉総合相談センターの充実・強化	○	○
○ 生活支援・相談センター設置の検討	○	

基本計画3－6 保健・医療・福祉など関連分野の連携

(1) 関連分野における総合的なサービス

基本方針と事業項目

関係機関・団体が、それぞれの持つ情報を共有し、連携を強化することで、多種多様なニーズに応えることができる総合的なサービスの提供に努めます。

	市社協	地区社協
○ 他機関・団体との連携による相談事業の推進	○	○
○ 地域ケア会議への参画	○	○
○ 保健・医療・福祉関係の各種会議等への参画	○	○
○ 福祉団体等の活動支援	○	○
○ 介護保険事業等の実施	○	
○ 福祉活動支援バス借り上げ助成事業の実施	○	○
○ いわき市総合社会福祉大会の開催	○	○
○ 各種大会への参加	○	○

基本計画 3－7 地域住民の相互理解と協力の実現

(1) 地域コミュニティの再構築

基本方針と事業項目

日常の交流（近所付き合い）やサロン活動等の事業を通した見守りや生活支援などの住民支え合いを促進するよう努めます。

	市社協	地区社協
○ 小地域福祉活動の促進	○	○
○ 小地域福祉活動連絡会の開催	○	○
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 被災者支援事業の推進	○	○
○ いきいきディクラブ事業の推進	○	○
○ いきいきディクラブおせち料理支援事業の実施	○	○
○ 地域子育て支援拠点事業の実施	○	
○ 子育てサロン活動の促進	○	○
○ 子育てサロン歳末支援事業の推進	○	○
○ 緊急連絡カード配備事業の推進	○	○
○ 日常生活圏域の設定による地域福祉推進基礎組織の研究	○	○
○ 共同募金運動の推進	○	○
○ 生活困窮世帯見舞金配分事業の推進	○	○
○ 住居環境整備・補修等サービス事業の実施	○	○
○ 介護用防水シーツ給付事業の推進	○	○
○ ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業の実施	○	○
○ 小規模障がい者施設支援事業	○	
○ 百歳賀寿の実施	○	○

基本目標 4 地域福祉を担う人づくり、組織づくり

地域づくりは、「人づくり」です。地域福祉を推進するためには、活動を担う人材は必要不可欠です。地域づくりをリードしていく人材や様々な地域福祉活動に協力する人材等の確保、さらに地域の課題については、地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について一人ひとりが考えていく必要があります。

基本計画 4－1 福祉意識の啓発及び広報活動の推進

(1) 住民意識啓発の推進

基本方針と事業項目

地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重し合う社会であることが「人づくり」にとって重要です。性別・年齢・国籍等にかかわらず、互いに認め合う人権を尊重した社会になるよう住民意識の醸成を図り、地域福祉活動に誰もが取り組めるようなしくみづくりに努めます。

	市社協	地区社協
○ 住民参加型地域福祉活動の支援	○	○
○ 企業・労働組合等の社会貢献活動の支援	○	
○ いわき市ボランティア連絡協議会の活動の支援	○	
○ いわき市老人クラブ連合会の活動の支援	○	
○ 広報紙の発行	○	○
○ 各種講座・講演会の開催	○	○
○ いわき市総合社会福祉大会の開催	○	○
○ ボランティア基金収益助成配分	○	

(2) 地域住民による地域の課題への「気づき」

基本方針と事業項目

日ごろ、地域福祉活動に携わっている方たちが一堂に会し、それぞれが把握している地域課題について共通理解を図ります。また、抽出された地域課題について住民に周知を図り、主体的な取り組みを推進します。

	市社協	地区社協
○ 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連携	○	○
○ 民生児童委員協議会・行政嘱託員連合協議会との連絡会の開催	○	○
○ 小地域福祉活動の推進	○	○
○ 小地域福祉活動連絡会の開催	○	○
○ 地域福祉推進支援事業の実施（座談会の開催）	○	○
○ 災害時等要援護者マップ作成事業の実施	○	○
○ 地域ケア会議への参画	○	○
○ 住民福祉懇談会の開催・支援	○	○
○ 広報紙の発行	○	○

基本計画 4－2 福祉教育の推進

(1) 学校教育における「地域福祉」教育の推進

基本方針と事業項目

福祉の意識を育むため、児童・生徒を対象に福祉活動を見学したり、体験できるよう、地域、学校へ積極的に働きかけます。

	市社協	地区社協
○ 児童生徒向け体験プログラムの実施	○	○
○ ボランティアスクールの実施	○	○
○ 高齢者擬似体験セットの貸し出し	○	
○ 福祉教育用ビデオライブラリーの貸し出し	○	

(2) 生涯学習における「地域福祉」の推進

基本方針と事業項目

広く住民を対象に福祉教育を行うため、地域における課題への「気づき」のきっかけとなる各種講座の充実に努めるほか、知識や経験を具体的な行動に移す環境づくりを推進します。

	市社協	地区社協
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 介護講座の開催	○	○
○ 在宅介護者リフレッシュの集いの開催		○
○ 高齢者ふれあいの集いの開催		○
○ 世代間交流事業の実施		○
○ その他地域福祉推進に係る事業		○

基本計画4－3 必要な知識及び技術の習得・向上

(1) 必要な知識・技術がステップアップできる環境整備

基本方針と事業項目

講座受講により得た知識等を利用して実際の活動に活かしたり、他の人へその知識を伝えることを促進していくため、段階に応じた多種多様な講座を開催します。

	市社協	地区社協
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○

基本計画4－4 地域特性を活かした人材の育成・活用

(1) 地域課題解決のための人材養成

基本方針と事業項目

地域福祉活動を活発にしていくため、その地域の実情に応じたりーダーやリーダーをサポートするサブリーダー（協力者）といった人材の確保が重要なため、研修会等を通じて、これらの人材の発掘と育成を図るとともに、それらを支援する取組みを進めます。

	市社協	地区社協
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 福祉人材センター協力指定事業の実施	○	
○ 福祉職場での実習生の受け入れ及び連絡調整	○	○
○ 視察研修の受け入れ	○	○
○ 各種福祉講座等へ職員を講師として派遣	○	○
○ 各種福祉講座等の講師の連絡調整	○	○

基本計画4－5 ボランティア（NPO）活動の育成・支援

(1) 情報提供による参加意識の啓発

基本方針と事業項目

住民が、社会貢献と自己実現を目的に、ボランティア活動を身近に感じ、気軽に、また、安心して活動に参加できる環境を整備します。

	市社協	地区社協
○ ボランティア保険の加入促進	○	○
○ ボランティア基金の運営（活動費助成）	○	
○ いわき市ボランティア連絡協議会活動の支援	○	
○ 民間資金等の活用によるボランティア団体の活動支援	○	○
○ 福祉活動支援バス借上げ助成事業の実施	○	○
○ ボランティアルームの貸し出し	○	
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 市内外のNPO団体との連携・協働	○	○

基本目標 5 地域福祉を推進するための環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができる「生活の場」としての整備を進める必要があります。災害に備えた自主防災組織の組織化や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

基本計画 5－1 交流・連帯の場づくり

(1) 地域における交流・連帯の場づくり

基本方針と事業項目

地域での活動を進めていく上で、その拠点となり住民が気軽に立ち寄れる場の整備（機能の充実）に努めます。

	市社協	地区社協
○ サロンの開催	○	○
○ 被災者の生活支援	○	○
○ いわき市社会福祉センター（市民共有スペース・カンガルーヒロば）の管理・運営	○	

基本計画 5－2 ユニバーサルデザインの推進

(1) 生活環境のユニバーサルデザイン

基本方針と事業項目

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考え方の基に、誰もが、安全に安心して生活できるよう支援します。

	市社協	地区社協
○ 車椅子貸出事業の実施	○	
○ 車椅子同乗移送車用自動車貸出事業の実施	○	
○ 高齢者擬似体験セットの貸し出し	○	
○ いわき市社会福祉センターの管理・運営	○	

(2) 「心」のユニバーサルデザイン

基本方針と事業項目

ノーマライゼーションの理念を基本とするユニバーサルデザインの考えを一層普及啓発し、「心」のユニバーサルデザインの推進を図ります。

	市社協	地区社協
○ 児童生徒向け体験プログラムの実施	○	○
○ ボランティアスクールの実施	○	○
○ 高齢者擬似体験セットの貸し出し	○	
○ 福祉教育用ビデオライブラリーの貸し出し	○	
○ 各種講座の開催（ボランティア・住民支え合い等）	○	○
○ 小地域福祉活動の推進	○	○

組織および組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

基本方針と事業項目

公共性と民間性を併せ持つ地域福祉をすすめる団体として、事業に係る意思決定や事業運営を行います。

	市社協	地区社協
○ 理事会・評議員会の開催	○	
○ 監査の実施	○	
○ 各種専門委員会の開催	○	
○ 地区幹事会・福祉推進会の開催		○
○ 福祉推進委員等役員研修の実施		○

(2) 財源および財務運営

基本方針と事業項目

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めています。

	市社協	地区社協
○ 会員会費の推進	○	○
○ 共同募金運動の推進	○	○
○ 歳末たすけあい運動の推進	○	○
○ ボランティア基金の運営	○	
○ 補助・受託事業の実施	○	○
○ 介護保険事業の実施	○	
○ いわき市社会福祉センターの管理・運営	○	

(3) 職員体制および職員研修

基本方針と事業項目

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施し、また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

	市社協	地区社協
○ 計画的な職員の採用	○	
○ 職員の資格取得の奨励	○	
○ 職場内研修の実施	○	○
○ 職場外研修の実施	○	○

社会福祉法人いわき市社会福祉協議会

平成 26 年度 重点事業

「第 3 次地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」及び「地区版地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」に基づき、平成 26 年度は次の事業を重点事業として取り組みます。

1 地域福祉推進支援事業の推進

平成 25 年度に引き続き座談会等を開催し、住民からの「声」を拾い上げながら、地域福祉マップを作成・活用するとともに、より小地域単位での福祉課題に目を向け、新たな事業の開発や地域のネットワークの強化を図っていきます。

(1) 住民支え合い活動の推進

日常生活において地域住民が主体となっている見守りや生活支援などの住民支え合い活動実施地区を選定し、地域福祉マップ等を作成・活用しながら、住民が主体となる地域福祉活動を推進します。

(2) 災害時要援護者マップ（地域福祉マップ）の作成及び活用

地域の関係機関・団体等の協力を得ながら災害時要援護者や日常的に支援を要する者（緊急連絡カードを配備しているひとり暮らし高齢者世帯等）の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源、避難方法、地域との関わり等を標記した地図を作成し、地域住民が支え合い、支援していく仕組みを構築します。

(3) 小地域福祉活動の充実強化

従来の小地域福祉活動事業に加え、地域福祉マップの作成もメニューに取り入れながら、より充実した活動が展開できるよう支援していきます。

また、小地域福祉活動の指定が終了した行政区に対しても、継続して主体的な地域福祉活動が展開できるよう、引き続き支援していきます。

2 被災者支援事業の推進

震災から 3 年が経過し、被災者の再建が徐々に進んでいく中、生活支援相談員と地区社協職員がさらなる情報共有と連携を図りながら、復興支援活動を促進します。

具体的には、災害公営住宅入居者や民間借上げ住宅等に居住する被災者への支援事業の周知や地域住民等との交流会の開催に加え、地元に戻ってきた住民へのサロン活動等に取り組みます。

3 相談活動の充実強化

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）のより一層の推進のため、本部及び地区社協がさらに連携し、相談支援体制を強化するとともに、職員研修体制を充実させ、個別支援に対する職員の専門性の向上を図ります。

また、広く本市の権利擁護の向上と将来的な法人後見の実施を見据え、行政及び地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携を図りながら、（仮称）生活支援・相談センターの設置に向けた体制整備について検討します。